

平成27年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第28号

平成27年度能美市一般会計予算

平成27年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,868,000
	1 市民税	3,086,000
	2 固定資産税	3,809,900
	3 軽自動車税	97,700
	4 市たばこ税	305,000
	5 入湯税	8,900
	6 都市計画税	560,500
2 地方譲与税		163,000
	1 地方揮発油譲与税	52,000
2 自動車重量譲与税		111,000
	2 自動車重量譲与税	111,000
3 利子割交付金		17,000
	1 利子割交付金	17,000
4 配当割交付金		25,000
	1 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		515,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方消費税交付金	515,000
7 ゴルフ場利用税交付金		36,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000
8 自動車取得税交付金		25,000
	1 自動車取得税交付金	25,000
9 地方特例交付金		35,000
	1 地方特例交付金	35,000
10 地方交付税		4,650,000
	1 地方交付税	4,650,000
11 交通安全対策特別交付金		5,000
	1 交通安全対策特別交付金	5,000
12 分担金及び負担金		594,232
	1 分 担 金	8,340
	2 負 担 金	585,892
13 使用料及び手数料		235,053
	1 使 用 料	214,822
	2 手 数 料	20,231

(単位：千円)

款	項	金 額
14 国庫支出金		3, 1 2 5, 4 1 1
	1 国庫負担金	1, 3 2 0, 5 5 6
	2 国庫補助金	1, 7 9 6, 0 8 4
	3 国庫委託金	8, 7 7 1
15 県支出金		9 8 4, 6 9 9
	1 県負担金	5 5 7, 9 4 2
	2 県補助金	3 0 4, 3 7 2
	3 県委託金	1 2 2, 3 8 5
16 財産収入		2 7, 9 0 6
	1 財産運用収入	2 1, 9 0 5
	2 財産売払収入	6, 0 0 1
17 寄附金		1 3, 9 5 4
	1 寄附金	1 3, 9 5 4
18 繰入金		1, 0 8 6, 0 3 0
	1 基金繰入金	1, 0 8 6, 0 3 0
19 繰越金		5 0, 0 0 0
	1 繰越金	5 0, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
20 諸 収 入		2 4 3, 8 1 5
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	6 0 0
	3 貸付金元利収入	7 4, 2 3 1
	4 雑 入	1 6 8, 9 8 2
	△ 受託事業収入	0
21 市 債		3, 7 4 4, 9 0 0
	1 市 債	3, 7 4 4, 9 0 0
歳 入	合 計	2 3, 4 5 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		229,762
	1 議会費	229,762
2 総務費		1,838,082
	1 総務管理費	1,493,189
	2 徴税費	233,412
	3 戸籍住民基本台帳費	61,585
	4 選挙費	13,338
	5 統計調査費	16,479
	6 監査委員費	20,079
3 民生費		8,092,658
	1 社会福祉費	3,043,964
	2 児童福祉費	4,860,915
	3 生活保護費	187,739
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,434,942
	1 保健衛生費	739,659
	2 環境衛生費	160,594

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	5 3 4, 6 8 9
5 勞 働 費		1 3, 9 8 1
	1 勞 働 諸 費	1 3, 9 8 1
6 農林水産業費		3 7 0, 2 8 4
	1 農 業 費	3 4 2, 0 4 3
	2 林 業 費	2 8, 2 0 4
	3 水 産 業 費	3 7
7 商 工 費		4 8 2, 9 2 6
	1 商 工 費	4 8 2, 9 2 6
8 土 木 費		2, 9 5 2, 6 2 0
	1 土 木 管 理 費	1 2 5, 6 0 3
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1, 2 5 9, 8 3 7
	3 河 川 費	2 0, 8 3 0
	4 都 市 計 画 費	1, 4 8 7, 4 3 7
	5 住 宅 費	5 8, 9 1 3
9 消 防 費		1, 8 0 3, 2 4 8
	1 消 防 費	1, 8 0 3, 2 4 8

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2,832,297
	1 教育総務費	265,503
	2 小学校費	621,561
	3 中学校費	618,015
	4 社会教育費	613,678
	5 保健体育費	713,540
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		3,278,704
	1 公債費	3,278,704
13 諸支出金		100,246
	1 基金費	100,246
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	23,450,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	平成27年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金1.5億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払完了までの期間に対し年利5%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。
固定資産税評価替支援業務	平成28年度から 平成29年度まで	6,259千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業債	千円 4,900	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
大成保育園建設事業債	681,300			
寺井保育園建設事業債	61,400			
長野保育園建設事業債	206,000			
国造保育園増設事業債	2,700			
道路舗装改修事業債	40,100			
市道改良事業債	7,900			
橋りょう補修事業債	9,700			
消雪管更新事業債	40,600			
吉原釜屋跨線橋耐震補強事業債	30,300			
除雪機械更新事業債	4,500			
吉原釜屋大浜線整備事業債	44,500			
岩内金剛寺線整備事業債	4,000			
来丸9号線整備事業債	3,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高堂寺井線整備事業債	40,500	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
地方道路等整備事業債	32,100			
（仮称）能美根上インターチェンジ整備事業債	128,700			
浜町道林線外整備事業債	6,200			
寺井地区都市再生整備計画事業債	265,500			
防災センター建設事業債	290,900			
都市防災総合推進事業債	25,800			
辰口中学校講堂建設事業債	257,800			
学校教育施設等整備事業債	98,800			
全国防災事業債	307,600			
緊急防災・減災事業債	299,500			
臨時財政対策債	850,000			
計	3,744,900			

平成 27 年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成 27 年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 515, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 27 年 3 月 2 日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,079,194
	1 国民健康保険税	1,079,194
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,008,996
	1 国庫負担金	757,497
	2 国庫補助金	251,499
4 療養給付費等交付金		195,010
	1 療養給付費等交付金	195,010
5 前期高齢者交付金		1,557,194
	1 前期高齢者交付金	1,557,194
6 県支出金		253,967
	1 県負担金	32,487
	2 県補助金	221,480
7 共同事業交付金		1,074,000
	1 共同事業交付金	1,074,000
8 財産収入		821

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	8 2 1
9 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
10 繰 入 金		3 4 5, 2 4 8
	1 一般会計繰入金	3 4 5, 2 4 8
	△ 基金繰入金	0
11 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
12 諸 収 入		5 4 0
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預 金 利 子	1 0
	3 雑 入	4 8 0
歳 入	合 計	5, 5 1 5, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		64,169
	1 総務管理費	52,529
	2 徴税費	11,399
	3 運営協議会費	241
2 保険給付費		3,468,782
	1 療養諸費	3,063,040
	2 高額療養費	381,082
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		584,040
	1 後期高齢者支援金等	584,040
4 前期高齢者納付金等		317
	1 前期高齢者納付金等	317
5 老人保健拠出金		30
	1 老人保健拠出金	30
6 介護納付金		192,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	192,000
7 共同事業拠出金		1,105,724
	1 共同事業拠出金	1,105,724
8 疾病予防費		50,297
	1 特定健康診査等事業費	33,044
	2 疾病予防費	17,253
9 基金積立金		821
	1 基金積立金	821
10 公債費		500
	1 公債費	500
11 諸支出金		47,320
	1 償還金及び還付加算金	4,620
	2 繰出金	42,700
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	5,515,000

議案第30号

平成27年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市後期高齢者医療特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		336,127
	1 後期高齢者医療保険料	336,127
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		120,070
	1 一般会計繰入金	120,070
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		763
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	713
	3 雑入	30
歳入	合計	457,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,360
	1 総務管理費	663
	2 徴収費	9,697
2 後期高齢者医療広域連合納付金		445,867
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	445,867
3 諸支出金		723
	1 償還金及び還付加算金	713
	2 繰出金	10
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳出	合計	457,000

議案第31号

平成27年度能美市介護保険特別会計予算

平成27年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,882,000千円と定め、サービス事業勘定の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ8,300千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定300,000千円、サービス事業勘定5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市介護保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		8 6 1, 0 0 0
	1 介護保険料	8 6 1, 0 0 0
2 使用料及び手数料		1 0
	1 手 数 料	1 0
3 国庫支出金		8 0 5, 7 3 2
	1 国庫負担金	6 5 9, 1 2 8
	2 国庫補助金	1 4 6, 6 0 4
4 支払基金交付金		1, 0 5 1, 2 6 2
	1 支払基金交付金	1, 0 5 1, 2 6 2
5 県支出金		5 6 3, 7 4 0
	1 県負担金	5 4 5, 6 6 7
	2 県補助金	1 8, 0 7 3
6 財産収入		1 0
	1 財産運用収入	1 0
7 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
8 繰 入 金		6 0 0, 1 1 0

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	600,110
9 繰越金		30
	1 繰越金	30
10 諸収入		96
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	46
歳 入	合 計	3,882,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		62,102
	1 総務管理費	25,832
	2 徴収費	5,538
	3 介護認定審査会費	30,732
2 保険給付費		3,707,000
	1 介護サービス等諸費	3,337,316
	2 介護予防サービス等諸費	154,218
	3 その他諸費	3,500
	4 高額介護サービス等費	62,952
	5 高額医療合算介護サービス等費	8,650
	6 特定入所者介護サービス等費	140,364
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		112,228
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	47,474
	2 包括的支援事業・任意事業	64,754

(単位：千円)

款	項	金額		
5 基金積立金		1 0		
	1 基金積立金	1 0		
6 公債費		1 0		
	1 公債費	1 0		
	△ 財政安定化基金償還金	0		
7 諸支出金		4 4 0		
	1 償還金及び還付加算金	4 4 0		
8 予備費		2 0 0		
	1 予備費	2 0 0		
歳	出	合	計	3, 8 8 2, 0 0 0

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		6, 1 7 0
	1 介護予防サービス収入	6, 1 7 0
2 繰 入 金		1 0
	1 一般会計繰入金	1 0
3 繰 越 金		2, 1 0 0
	1 繰 越 金	2, 1 0 0
4 諸 収 入		2 0
	1 預金利子	1 0
	2 雑 入	1 0
歳 入	合 計	8, 3 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,914
	1 総務管理費	4,914
2 サービス事業費		3,286
	1 居宅サービス事業費	3,286
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	8,300

議案第32号

平成27年度能美市温泉事業特別会計予算

平成27年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,375
	1 使用料	8,375
2 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
3 繰入金		7,200
	1 一般会計繰入金	5,500
	2 基金繰入金	1,700
4 繰越金		514
	1 繰越金	514
5 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入	合計	16,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		16,090
	1 温泉事業費	16,090
2 諸支出金		10
	1 基金費	10
歳出	合計	16,100

平成27年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成27年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市農業集落排水事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		601
	1 分担金	600
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		28,730
	1 使用料	28,729
	2 手数料	1
3 県支出金		28,450
	1 県補助金	28,450
4 財産収入		83
	1 財産運用収入	83
5 繰入金		37,200
	1 一般会計繰入金	34,200
	2 基金繰入金	3,000
6 繰越金		2,736
	1 繰越金	2,736
7 市債		43,400
	1 市債	43,400

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	141,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		81,979
	1 事業費	81,979
2 公債費		59,138
	1 公債費	59,138
3 諸支出金		83
	1 基金費	83
歳出	合計	141,200

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	千円 28,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
下水道資本費平準化債	15,000			
計	43,400			

議案第34号

平成27年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	18,560戸
(2) 年間総給水量	6,500,000m ³
(3) 一日平均給水量	17,800m ³
(4) 主要な建設改良工事	
1. 配水管整備事業	
2. 配水管改良事業	
3. 施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	879,500千円
第1項 営業収益	767,575千円
第2項 営業外収益	111,925千円

(支出)

第1款 水道事業費用	754,600千円
第1項 営業費用	615,740千円
第2項 営業外費用	138,260千円
第3項 特別損失	600千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額622,000千円は、過年度分損益勘定留保資金600,115千円、当年度分消費税資本的収支調整額21,885千円で補填するものとする。)

(収入)

第1款	資本的収入	28,800千円
第1項	工事負担金	7,500千円
第2項	分担金	17,800千円
第3項	雑収入	3,500千円

(支出)

第1款	資本的支出	650,800千円
第1項	建設改良費	326,900千円
第2項	企業債償還金	323,900千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

46,604千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水管整備事業	構築物	配水管	φ75~250 L= 975.5 m
2. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ50~200 L=2,299.0 m
3. 施設改良事業	機械及び装置	配水施設	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	配水管	φ100 L=272.6 m
構築物	配水管	φ75 L=103.4 m
構築物	配水管	φ50 L=702.6 m

平成27年 3月 2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成27年度能美市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	11,004,750 ³
	辰口第二工業用水道	5,058,900 ³
	根上地区工業用水道	3,879,600 ³
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	30,150 ³
	辰口第二工業用水道	13,860 ³
	根上地区工業用水道	10,629 ³
(4) 主要な建設改良工事	根上地区工業用水道事業施設拡張事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款 辰口第一工業用水道事業収益	97,700千円
第1項 営業収益	97,250千円
第2項 営業外収益	450千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益	165,400千円
第1項 営業収益	159,880千円
第2項 営業外収益	5,520千円
第3款 根上地区工業用水道事業収益	120,300千円
第1項 営業収益	119,420千円
第2項 営業外収益	880千円

(支 出)		
第1款	辰口第一工業用水道事業費	96,100千円
第1項	営業費用	82,560千円
第2項	営業外費用	13,540千円
第2款	辰口第二工業用水道事業費	151,500千円
第1項	営業費用	120,480千円
第2項	営業外費用	31,020千円
第3款	根上地区工業用水道事業費	114,900千円
第1項	営業費用	90,240千円
第2項	営業外費用	24,660千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額121,180千円は、過年度分損益勘定留保資金119,958千円、当年度分損益勘定留保資金1,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額222千円で補てんするものとする。)

(収 入)
な し

(支 出)		
第1款	辰口第一工業用水道事業資本的支出	28,800千円
第1項	企業債償還金	28,800千円
第2款	辰口第二工業用水道事業資本的支出	28,000千円
第1項	企業債償還金	28,000千円
第3款	根上地区工業用水道事業資本的支出	64,380千円
第1項	建設改良費	4,880千円
第2項	企業債償還金	59,500千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

23,579千円

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒井悌次郎

平成27年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	14,872戸
(2) 年間総処理水量	5,140,000m ³
(3) 一日平均処理水量	14,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1. 管渠建設事業	
2. 流域下水道建設事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、能美市公共下水道事業基金100,000千円を充当する。

(収入)

第1款 下水道事業収益	1,772,900千円
第1項 営業収益	720,740千円
第2項 営業外収益	1,052,150千円
第3項 特別利益	10千円

(支出)

第1款 下水道事業費用	1,684,900千円
第1項 営業費用	1,254,000千円
第2項 営業外費用	430,400千円
第3項 特別損失	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額371,600千円は、過年度分損益勘定留保資金337,831千円、当年度分損益勘定留保資金28,700千円、当年度分消費税資本的収支調整額5,069千円で補填するものとする。)

(収入)

第1款	資本的収入	946,500千円
第1項	企業債	601,200千円
第2項	他会計負担金	327,900千円
第3項	補助金	12,000千円
第4項	受益者負担金	5,400千円

(支出)

第1款	資本的支出	1,318,100千円
第1項	建設改良費	79,700千円
第2項	企業債償還金	1,238,400千円
第3項	投資	0千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	28,600千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成27年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
公共下水道事業債	12,600千円			
資本費平準化債	470,000千円			

公共下水道事業債 (特別措置分)	90,000千円	(起債の方法) 2頁に準ずる。	(利率) 同左	(償還の方法) 同左
---------------------	----------	--------------------	------------	---------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第8条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

19,709千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(事業)
管渠事業

(種類)
構築物

(名称)
排水管

(数量)
φ200 L=150.0m

平成27年 3月 2日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成27年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 99床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)

入 院(年間)	37,950人	入 院(1日平均患者数)	104人
外 来(年間)	61,130人	外 来(1日平均患者数)	226人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者(年間)	26,640人	入所者(1日平均利用者数)	73人
通所者(年間)	5,400人	通所者(1日平均利用者数)	20人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	2,075,100千円	第1款 病院事業費用	2,237,500千円
第1項 医業収益	1,730,970千円	第1項 医業費用	2,206,049千円
第2項 医業外収益	344,128千円	第2項 医業外費用	31,150千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	362,300千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	452,200千円
第1項 営業収益	356,855千円	第1項 営業費用	435,737千円
第2項 営業外収益	5,444千円	第2項 営業外費用	16,462千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業資本的収入	267,829千円	第1款 病院事業資本的支出	321,930千円
第1項 企業債	101,000千円	第1項 建設改良費	103,830千円
第2項 負担金	124,125千円	第2項 企業債償還金	218,100千円
第3項 補助金	42,703千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,101千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	1千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	45,981千円
第3項 寄附金	1千円	第1項 建設改良費	12,775千円
		第2項 企業債償還金	33,206千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,980千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業	35,700千円 65,300千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りる場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その 債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 227, 163千円	交際費	362千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	288, 045千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	351, 800千円	救急医療の確保に要する経費	40, 846千円
		医師等の研究研修に要する経費	3, 014千円
		追加費用に要する経費	18, 025千円
		児童手当に要する経費	4, 080千円
		企業債償還利子に要する経費	15, 798千円
		高度医療に要する経費	95, 912千円
		企業債償還元金に要する経費	124, 125千円
		経営安定に要する経費	50, 000千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	304, 084千円
(2)介護老人保健施設	15, 267千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	骨切りノコセット	一式	市立病院
	デジタル超音波診断装置	一式	
	内視鏡システム	一式	
	光干渉断層計	一式	
	ウロダイナミックス検査装置	一式	
	ビデオ膀胱鏡	一式	
	電動ベッド	一式	
	ベッド型マッサージ器	一式	
	下膳車	一式	
	筋電図・誘発電位検査装置	一式	

平成27年3月2日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎